

1 事業名

所沢市と新座市の路線が重複する部分の道路の管理の方法

2 事業の概要

令和 3 年第 3 回定例会において、新座市道を所沢市の区域内に認定することを承諾したことに伴い、所沢市と新座市の路線が重複する部分に関して新座市と協議する道路の管理の方法について、道路法第 16 条第 2 項ただし書の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても重複する部分の道路の管理の方法について議会の議決を求めている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

重複する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 のとおりである。